

令和2年7月3日

〒542-0065

大阪府大阪市中央区中寺1-2-23

株式会社 ANGELO

代表取締役 大川 護郎 殿

GLOBAL UNION（認証番号101）

首都圏青年ユニオン連合会

福岡件福岡市博多区博多駅東2-8

博多駅東パネスビル2F

執行委員長 中釜 和哉

組合員



貴社元従業員の労働組合加入通知 兼 団体交渉申入書

貴社の元従業員である 氏、 氏、 氏、 氏が当労働組合に加入致しましたので、本書を以てご通知申し上げますとともに、貴社の労働組合として、本書の通り要求を行わせていただきますので、真摯かつ誠実な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

当労働組合は、資格審査の上で、東京都庁により労働組合法上の「労働組合」（労組法2条）として認定を受けた労働組合でございます。退職した従業員といえども当労働組合へ加入した以上、当労働組合は、貴社との関係における労働組合法上の要件を充たした労働組合となります。よって、貴社は、当労働組合が行う団体交渉等の申入れに応諾する義務、各種要求に対して遅滞なく回答する義務を負うこととなります。

貴社におかれましては、労使間の誠実な交渉の上で諸問題を解決する意思があり、誠実にご対応いただけることと認識しておりますが、貴社の対応如何によっては、当労働組合と致しましても労働組合法上の活動を行う余地がございますので、予めご承知おきください。

また、ご承知の通り、正当な理由なく労働組合との交渉を拒否すること、不誠実な回答や態度を行うこと、当労働組合や組合員を誹謗中傷すること、組合員に組合脱退を迫ること、当労働組合との交渉案件につき組合員個人との交渉を強いること及び当労働組合未加入者に対して加入しないように働きかけることは、労働組合法第7条の不当労働行為に該当致します。これらの行為及びこれに付随する行為を確認した場合には、労働委員会への救済申立てあるいは司法機関への訴訟提起を行いますことを、念のために申し添えておきます。

第1 指摘事実の確認及び資料開示の要求

- 1 当労働組合は、頭記組合員4名（以下、「4名」といいます）への聴取により、4名が貴社に就労していた期間中において、以下の事実が生じていることを確認致しました。

記

- (1) 賃金の未払い
 - (2) 契約時間外における強制的労働
 - (3) パワーハラスメントによる被害
 - (4) 強要被害及び脅迫被害
- 2 ご承知のとおり、使用者には、賃金を、通貨で、直接従業員に、その全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払うことが義務付けられております（労働基準法（以下、「労基法」という。）24条1項本文、同条2項本文）。これは、従業員にとって重要な生活の糧である賃金が確実に支払われることを確保することを目的とするものであり、そのような趣旨から、使用者が同条に違反することは、30万円以下の罰金に処される犯罪行為とされております（労基法120条1号）。
 - 3 また、貴社は、その使用する従業員に対して安全配慮義務・職場環境配慮義務を負っていますので、使用者がハラスメント該当行為を行うことはもちろん、ハラスメントの実態を把握しようとしめない場合、もしくはこれを把握しているにも関わらず何ら対応を行わないことは、従業員に対する同義務違反となり、貴社が日本国法規を遵守する通常の雇用主であれば、当然に4名に対し責任を取る必要がございます。
 - 4 さらに、貴社の従業員は、業務時間内に、雇用契約上の業務内容のみを履行すればよいのであり、業務時間外に、無賃金で、業務に関連する用件はおろか、私的な用件を命じ、従わない場合、解雇や不利益取扱いをなす旨を暗に示すことは、刑法第222条第1項及び刑法第223条1項違反となります。
 - 5 つきましては、貴社に対して、4名に対する未払い賃金存在の有無及び強要脅迫の事実並びにパワーハラスメントの事実の有無につき、貴社内で調査の上、当労働組合に対し回答を要求すると共に、4名の在職中の状況の確認のため、4名に関する下記の書類につきご提供いただけますよう要求致します。

記

- ①就業規則（賃金規程を含む）
※労働基準監督署の受理印のあるもの
- ②4名の就労中の全期間についての就業時間記録（出勤簿・タイムカード等）
- ③4名の就労中の全期間についての賃金台帳
- ④4名の就労中の全期間における雇用契約書又は労働条件通知書
※4名の署名又は記名押印のあるもの

第2 団体交渉の申入れ

当労働組合は、上記の要求に関しまして、4名の所属する労働組合として、本書をもって貴社に対する団体交渉の申入れを致します。貴社におかれましては、上記要求及び団体交渉の申入れにつきどのようなご対応をいただけるのかにつきまして、速やかにご回答いただけますようお願い申し上げます。

第3 令和2年5月25日付渡邊和沙氏宛「通知書」について

貴殿の令和2年5月25日付「通知書」については、貴殿が主張の根拠としている事実が、今回の団体交渉で問題としている事実起因するものであり、密接な関連性を有すること、また、本件団体交渉が開催されれば、解決出来ることから、当該通知書記載の内容につきましては、今後、当労働組合が対応させていただきます。

なお、当該通知書の内容は、貴殿の主観のみに基づき作成されており、何ら根拠資料や客観的事実の提示がございませんでしたので、貴殿が当該通知書記載の事項につき、団体交渉において交渉したいと希望される場合は、当該関係書類をご持参の上、団体交渉にお臨みください。

第4 今後のご連絡

- 1 これより組合員の権利回復に向けた協議を迅速に進めていくため、本書に対する回答を含めまして今後のご連絡につきましては、下記のアドレスまでメールにて書面データ(PDF)を添付する方法又は書面の郵送によりご連絡下さいますよう、お願い致します。

記

@free-union.jp (当組合事務局)

- 2 なお、当労働組合からの郵送書面につきましては、頭記本部事務所を管轄する郵便局とは異なる消印にて送付されることがございますが、これは、当労働組合の役員が全国各地でリモートワークにて組合活動を行っていることに基づくものでございます。当労働組合は、使用者企業に対して時代の変化に伴う従業員の多様な働き方を提言していく立場にある者として、自ら組合員の多様な働き方を実践しているところでございますので、何卒ご了承下さい。

また、当労働組合とは別に「首都圏青年ユニオン」なる合同労働組合が存在しておりますが、組織名や本店所在地が異なることからご理解いただけますように、当労働組合とは全くの別団体でございますので、ご回答における連絡にあたってはお間違いのないようご注意ください。

第5 結語

当労働組合と致しましては、組合員の迅速な権利回復のため、互いに誠実で建設的な労使間交渉が実現することを切に願っております。つきましては、本書に対するご回答及び貴社のご意向は、本書到達後10日以内に上記メールアドレスに書面データ(PDF)を添付する方法又は書面の郵送によりご連絡下さいますよう、お願い致します。

万が一、期限内の貴社からのご対応をいただけない場合には、管轄労働基準監督署及び警察並びに関連機関に対して本件事実を通告するとともに、頭記の対応を含めた最大限の法的措置を採らせていただきますので、予めご承知おき下さい。

なお、4名の意向としては、貴社において早期解決の意思の下に誠実なご対応をいただける場合には、穏便に和解をすることとし、当労働組合による上記対応についても自粛するよう求められており、当労働組合もこれを尊重する方針であることを付言致します。

貴社におかれましては、使用者企業と労働組合との間で交渉を行う以上、本件が単なる労働紛争ではないことを重々ご理解いただいた上で、是非とも誠実なご対応をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

以上